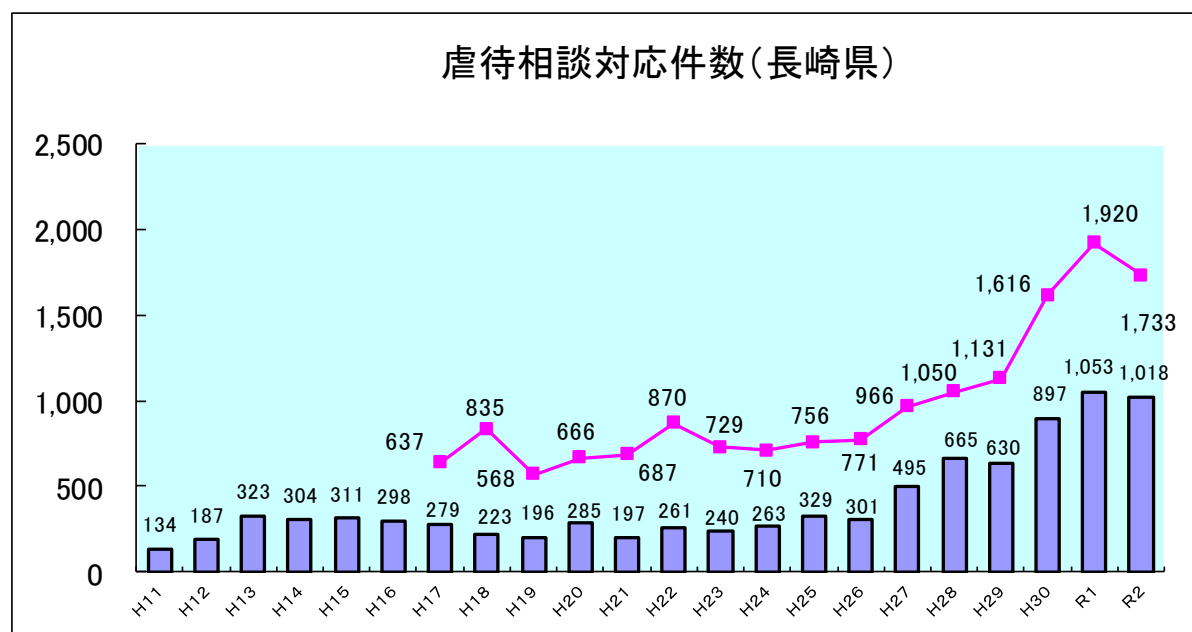
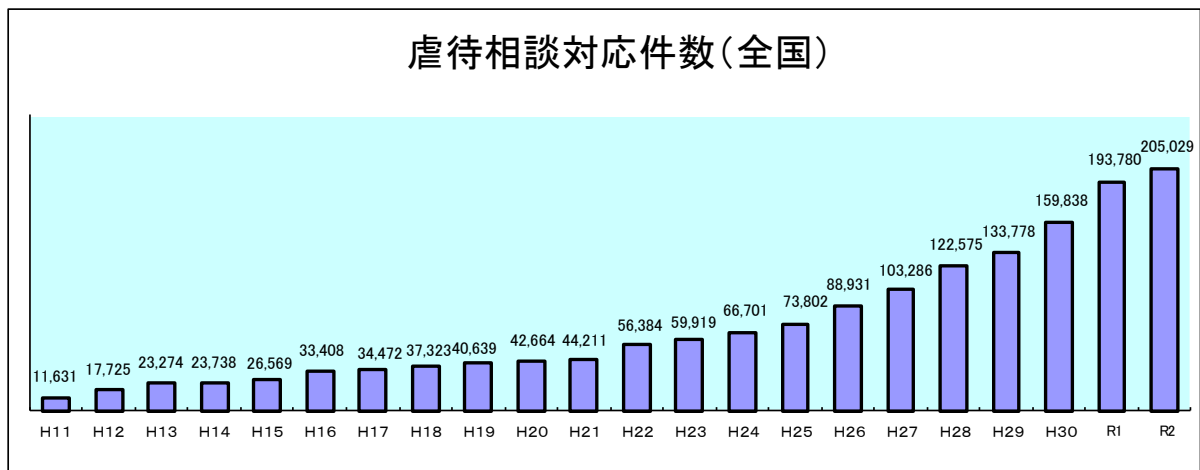


令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について

このことについて、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

- 令和2年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,018件で、過去最多となった令和元年度（1,053件）とほぼ同様の水準で推移している。
 なお、全国の児童相談所における相談対応件数は、205,029件（令和元年度193,780件）となっており、過去最多を更新している。



棒グラフ：県内の児童相談所の虐待相談対応件数
 折れ線グラフ：市町を含めた県内の虐待相談対応件数

- 2 経路別では、「警察等」からの相談が464件（令和元年度：509件）（以下（ ）は令和元年度数値）で、全体の45.6%（48.3%）を占めており、次に「その他」が229件（212件）で22.5%（20.1%）、「福祉事務所」が93件（100件）で9.1%（9.5%）となっている。
- 3 内容別では、心理的虐待が585件（491件）で全体の57.5%（46.6%）を占めており、次に身体的虐待が245件（241件）で24.0%（22.9%）、ネグレクトが174件（300件）で17.1%（28.5%）、性的虐待が14件（21件）で1.4%（2.0%）となっている。
心理的虐待が増加した要因としては、身体的虐待として通告された世帯の被虐待児童への虐待を目撃したきょうだいに関し、心理的虐待が行われたものとして対応した件数が増加したことが考えられる。
- 4 主たる虐待者については、実父が482件（504件）で全体の47.3%（47.9%）を占めている。実母は421件（446件）、41.4%（42.3%）で、実の両親が全体の88.7%（90.2%）を占めている。
特に実父の割合が高い要因としては、面前DVの主な加害者が父によるものであることが考えられる。
- 5 被虐待児の年齢区分については、0～3歳が285件（311件）で、全体の28.0%（29.5%）を占めており、4～6歳の172件（208件）、16.9%（19.8%）と合わせると、未就学が全体の44.9%（49.3%）を占めている。
- 6 措置内容別では、里親委託を含めた施設入所等が必要となったものが55件（68件）で、全体の5.4%（6.5%）となっており、前年度から施設入所等の割合が減少している。
- 7 児童虐待相談対応のなかで、児童福祉法第33条に規定する一時保護が必要となったものは313件（349件）となっており、前年度から一時保護の件数も減少している。なお、児童虐待等の防止等に関する法律に基づく立入調査を行った事案は0件となっている。



189にかけると、お近くの児童相談所（こども・女性・障害者支援センター）につながります。

児童相談所の虐待相談対応状況(令和2年度)

1. 虐待に関する相談対応件数の推移

単位是件数、()は指数又は構成比

年度	H2	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	対前年比
全国	(100) 1,101	(3,875) 42,664	(4,016) 44,211	(5,121) 56,384	(5,442) 59,919	(6,058) 66,701	(6,703) 73,802	(8,077) 88,931	(9,378) 103,260	(11,133) 122,575	(12,151) 133,778	(14,518) 159,838	(17,601) 193,780	(18,622) 205,029	105.8%
長崎県	(100) 30	(950) 285	(657) 197	(870) 261	(800) 240	(877) 263	(1,097) 329	(1,003) 301	(1,650) 495	(2,217) 665	(2,100) 630	(2,990) 897	(3,510) 1,053	(3,393) 1,018	96.7%

R2年度は、速報値

(参考)

平成17年4月1日に改正児童福祉法が施行され、市町村は児童家庭相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされたため、参考までに市町村児童家庭相談対応件数のうち、児童虐待に係る対応件数を記載した。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	対前年比
市町計	447	427	470	471	385	501	719	867	715	82.5%

2. 児童相談所ごとの虐待に関する相談対応件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	対前年比
長崎	209	130	179	144	189	192	202	301	365	346	552	627	693	110.5%
佐世保	76	67	82	96	74	137	99	194	300	284	345	426	325	76.3%

3. 虐待の経路別相談対応件数

	総数	児童本人	家族親戚	近隣・知人	児童委員	児童福祉施設・保育所	福祉事務所	警察等	医療機関	学校等	その他
(%)	(100.0)	(1.0)	(8.2)	(13.5)	(0.1)	(1.5)	(4.7)	(50.5)	(1.7)	(7.2)	(11.6)
全国令和2年度	205,029	2,115	16,763	27,641	150	2,953	9,727	103,619	3,427	14,675	23,959
(%)	(100.0)	(1.7)	(7.8)	(3.6)	(0.0)	(0.7)	(9.1)	(45.6)	(1.3)	(7.7)	(22.5)
長崎県2年度	1,018	17	79	37	0	7	93	464	13	79	229
(%)	(100.0)	(0.9)	(6.6)	(4.8)	(0.3)	(1.0)	(9.5)	(48.3)	(2.6)	(5.9)	(20.1)
長崎県元年度	1,053	9	69	51	3	11	100	509	27	62	212

3-2. 「その他」の内訳件数

※都道府県又は市町機関で他の項目に該当しない部署

	都道府県 (※)	市町 (※)	児童 相談所	児童家 庭支援 センター	家庭 裁判所	その他
(%)	(1.5)	(2.4)	(8.0)	(0.2)	(0.0)	(10.4)
長崎県2年度	15	25	81	2	0	106
(%)	(5.2)	(4.5)	(6.5)	(0.0)	(0.0)	(3.9)
長崎県元年度	55	47	69	0	0	41

4. 虐待の内容別相談対応件数

	総数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
(%)	(100.0)	(24.4)	(1.1)	(59.2)	(15.3)
全国令和2年度	205,029	50,033	2,251	121,325	31,420
(%)	(100.0)	(24.0)	(1.4)	(57.5)	(17.1)
長崎県2年度	1,018	245	14	585	174
(%)	(100.0)	(22.9)	(2.0)	(46.6)	(28.5)
長崎県元年度	1,053	241	21	491	300

5. 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
(%)	(100.0)	(47.3)	(6.8)	(41.4)	(0.8)	(3.7)
長崎県2年度	1,018	482	69	421	8	38
(%)	(100.0)	(47.9)	(7.6)	(42.3)	(0.5)	(1.7)
長崎県元年度	1,053	504	80	446	5	18

6. 虐待児童の年齢区分

	総数	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	不明
(%)	(100.0)	(28.0)	(16.9)	(16.7)	(17.8)	(13.9)	(6.7)	(0.0)
長崎県2年度	1,018	285	172	170	181	142	68	0
(%)	(100.0)	(29.5)	(19.8)	(18.3)	(15.2)	(11.8)	(5.4)	(0.0)
長崎県元年度	1,053	311	208	193	160	124	57	0

7. 措置内容別対応件数

事 項	長崎県(令和元年度)		長崎県(令和2年度)	
	件数	%	件数	%
施設入所措置	63	6.0	52	5.1
児童養護施設	45	4.3	40	3.9
乳児院	12	1.1	3	0.3
児童自立支援施設	1	0.1	2	0.2
児童心理治療施設	3	0.3	0	0.0
その他の施設	2	0.2	7	0.7
里親委託	5	0.5	3	0.3
面接指導	891	84.6	862	84.7
助言指導	130	12.3	193	19.0
継続指導	711	67.5	639	62.8
他機関あつせん	50	4.8	30	2.9
児童福祉司指導	19	1.8	15	1.5
その他	75	7.1	86	8.4
合 計	1,053	100.0	1,018	100.0

(注)

- *1 助言指導とは、1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。
- *2 継続指導とは、複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等に対し継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
- *3 他機関あつせんとは、他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例について、該当機関にあつせんすることをいう。
- *4 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して継続的に行う指導をいう。

8. 一時保護状況

事 項	長崎県(令和元年度)		長崎県(令和2年度)	
	件数	%	件数	%
一時保護所	155	44.4	143	45.7
一時保護委託	194	55.6	170	54.3
児童養護施設	100	28.6	88	28.1
乳児院	25	7.2	22	7.0
児童自立支援施設	0	0.0	0	0.0
児童心理治療施設	1	0.3	0	0.0
障害児関係施設	2	0.6	8	2.6
その他の施設	0	0.0	0	0.0
警察署	39	11.2	42	13.4
里親	12	3.4	5	1.6
その他	15	4.3	5	1.6
合 計	349	100.0	313	100.0

(注)

- 児童福祉法第33条に規定する一時保護は法第27条の措置(*)をとるに至るまで、児童を一時保護所に一時保護し、又は児童福祉施設、警察等に一時保護を委託することができるものであり、虐待、放任等の理由により家庭から一時引き離す必要がある場合等に行われる。
- *児童福祉法第27条では、都道府県は、通告を受けたケース等について必要があると認める場合は、児童又はその保護者に、訓戒・誓約、児童福祉司等の指導、里親委託又は児童養護施設等の児童福祉施設に入所させる等の措置をとらなければならない旨を規定している。

9. 立入調査

長崎県(25年度)	長崎県(26年度)	長崎県(27年度)	長崎県(28年度)	長崎県(29年度)	長崎県(30年度)	長崎県(元年度)	長崎県(2年度)
0件 (0名)	0件 (0名)	1件 (1名)	0件 (0名)	1件 (1名)	1件 (1名)	4件 (4名)	0件 (0名)

10. 児童相談所が関与した虐待死亡事例

長崎県(25年度)	長崎県(26年度)	長崎県(27年度)	長崎県(28年度)	長崎県(29年度)	長崎県(30年度)	長崎県(元年度)	長崎県(2年度)
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件